



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

# 就労支援指導

### ■ 指導の目標

社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

- 対象者
  - ・ 職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者 又は
  - ・ 釈放の見込日からおおむね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法 SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング），講義，視聴覚教材 等
- 実施頻度等 1単元50分 全10単元 標準実施期間：5日間

### カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	講義，討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ，身だしなみ，お辞儀の仕方，電話対応の仕方等）について，演習等を通じて習得させる。	講義，演習，視聴覚教材視聴，SST
問題解決場面への対応	職場において，危機的な場面に陥った場合の対処法について，SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方，面接のポイント等，出所後，就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに，実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに，出所後の生活計画を立てさせ，その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義，演習，視聴覚教材視聴，SST，課題作成，意見発表，討議